## 農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案新旧対照条文目次

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十三年	農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号
三年法律第百十三号)	P)
(附則第	
則第二項関係)27	(本則関係) 1

農 水農 水産 産 業 協 業 同 協 組同 合組貯合 金保金 険 保 法 険 法 (昭  $\mathcal{O}$ 和 四部 +を 八年 改 正 法 する法律案新旧 (律第五十三号) 対照条文 (本則関

係

傍

線

部分は改正部分)

目 第七章章 第三章 第第五四 次 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 八 七 六 五 四 三 二 一 節 節 節 節 節 節 節 第三 第二 八 七 章 章 章 \_ の節節節節 0) 雑 管理人による管理 協 農 金 等責権)、第六十九条の四)第六十九条の四)第六十九条の四)資金決済に関する債権者の保護(第六・資金援助(第六十一条―第六十九条)2年の支払(第五十五条―第六十条の三)2年の支払(第五十五条―第五十四条) (水産 業務 融 定債権回 保険 補 監則 督 則 金 資 保険金等の支払(第五十五条― 保険料の納付 役員等(第二十四条— 水則 政立(第九条—— 総則(第三条—— (務及び会計(第三十八条― 等債権の 営委員会 危 産 金 主業協同! 関係 業協 第一 及 融システム 機 (第四 (第四 (第三十四条 (第三条— 百 び 1収会社 負 + 第百十条の十七) 0 同 (第四十九条) 一十七条・ 改 付債の 買取 対応 組合貯金保険 十五条・ (第十四条— 条— 合 ŋ 0) 秩 (第九 第十三条) 貯 (第八十三条— (第七十四 序ある処 安定を図るため 第百二十二条 (第七. 金 正 第 四 第四・ 第三十七条) 十七 第三十三条) 険 一十六条) + 第二十三条 機 理 条 条 条 構 案 一に関 条) 第四 第八十二条 第 第 護(第六十九条の二 第 九十六条) + す 0) 百 七 んる措 農林 十三条 + 兀 条) 条 置 中 央金 (第百十 庫 , の · 条 目 第五章 第三章 第四 次 第第第第第第第第 八章 章 農水産業協同組 協 資金援助(第六十一条―第保険金等の支払(第五十五保険料の納付(第五十条―保険関係(第四十九条) 補 監則 督 業務 則 融 理 定 金 財務及び会計 則 役員等(第二十四条— 水 債権 一等債 資金 営委員会 立 則 産 危 第六十九条の 第百 (第四十七) 機 (第三十四条— (第九条— よる 決済に関 口 <del>+</del> 0 収  $\mathcal{O}$ 同 現 会社 買 対 組 (第十四 -七条・ 取 合貯金保険 応 理 (第三十八条— 合 3する債権者の保護(第六十九条の二―八十一条―第六十九条)1(第五十五条―第六十条の三)1(第五十条―第五十四条) **条** ŋ 兀 (第八 第十三条) (第七十四 -第百二十二条 第 第 四 条— (条) 九 第七十 第四十六条) 第三十七条) 八十三条-第三十三条) 険 十七条 第二十三条 機 凣 条 条 行 第四 第百 第七十三条 第 第八十二条 九 +十六条) + 兀 · 条) 条

· (4 ) 5   1   1   1   1   1   1   1   1   1	産の買取り の規定による資金の貸付け及び第百十二条の二の規定による資 の規定 十 第百十一条又は第百十二条において準用する第六十九条の三 八 第百・	第七章の二の規定による特別監視その他同章の規定による業人(略)(略)	う。   う。   う。   う。   う。   第三十四条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行 第三十四条(業務の範囲)   (業務の記述)	一〜五 (略)   一〜五   一〜五   一〜五   らない。   一〜五   第十五条   次章から第五章まで及び第七章から第八章までに規定す   第十五条   (権限)   (権限)	(目的) (目的) (目的) (目的)	
• .	八 の		第三十業	第	第 秩び合支業困一( 序金に払協難条目 の融関と同農 的	

第六十五条(略)(資金援助)	(区分経理) (区分経理) (区分経理) (区分経理) (区分経理) (区分経理)	れを閲覧させることができる。と認めて要請をしたときは、機構に対し、資料を交付し、又はこは国又は都道府県は、機構がその業務を行うため特に必要があるでもの他の者に照会し、又は協力を求めることができる。	。 同組合は、遅滞なく、報告又は資料の提出をしなければならない 2 前項の規定により報告又は資料の提出を求められた農水産業協 料の提出を求めることができる。 解構は、その業務又は財産の状況に関し報告又は資 が表示し、その業務を行うため必要があるときは、農水 の機告又は資料の提出の請求等)
第六十五条(略)(資金援助)	第四十条の二 機構の経理については、次に掲げる業務ごとに経理第四十条の二 機構の経理については、次に掲げる業務 に附帯する業務 に附帯する業務	これを閲覧させることができる。 ると認めて要請をしたときは、機構に対し、資料を交付し、又は3 国又は都道府県は、機構がその業務を行なうため特に必要があ(新設)	<ul><li>、遅滞なく、これを提出しなければならない。</li><li>1 前項の規定により資料の提出を求められた農水産業協同組合は水産業協同組合に対し、資料の提出を求めることができる。</li><li>(資料の提出の請求等)</li></ul>

2 払を行うときに要すると見込まれる費用を考慮し、機構の資産の助に係る経営困難農水産業協同組合の保険事故につき保険金の支円滑な実施に要すると見込まれる費用を含む。)及び当該資金援に当該議決に係る資金援助に要すると見込まれる費用(合併等の工・委員会は、前項の議決を行う場合には、機構の財務の状況並び 効 的 一意しなければならない。

3 (略)

な利用に配

定 権回 収会社に係る業務)

第

ことをいう。 ができる。 )を締結し、 七  $\mathcal{O}$ とをいう。以下同じ。)に関する協定(以下「協定」という。規定による委託を受けて買い取つた資産の管理及び処分を行う「十四条「機構は、債権回収会社と回収業務(第七十七条第一項 及び当該協定を実施するため、 次の業務を行うこと 第

協定債権回収会社が行う資金の借入れに係る同項の規定による塡若しくは第七十九条第一項の規定による貸付けを行い、又は協定債権回収会社に対し、第七十八条の規定による損失の補 務の保証を行うこと。

 $\equiv$ 

(資産の 買取りの 委託等)

第 きる。 七 十七条 機構に代わつて資産の は、 次に掲げる場合に 買取りを行うことを委託することが は、 協 定 債 権 口 収会社に対 で

を含む。)の規定により資産の買取りを含 決定をする場 第六十五 条第 項 (第六十九条第四 項 12 む お 資 V) , て 準 用 金 援 助 めを行う旨 でする場 合

2 構 りを行う旨の決定をする場合 第百十二条の二 は、 前 項 0 規定による委託 一第三項 0 規定 の申 に ょ 出をするときは、 ŋ 農 林 中 央 金 庫  $\mathcal{O}$ 委員 資 産 会の  $\mathcal{O}$ 買

> 2 の支払を行うときに要すると見込まれる費用を考慮し、機構の資金援助に係る経営困難農水産業協同組合の保険事故につき保険金に当該議決に係る資金援助に要すると見込まれる費用及び当該資金 委員会は、前項の議決を行う場合には、機構の財務の状況並び 産の効率的な利用に配意しなければならない

3 5 7

(協定債権回 収会社に係る業務)

及び当該協定を実施するため、次の業務を行うことができる。以下同じ。)に関する協定(以下「協定」という。)を締結し、協同組合から買い取つた資産の管理及び処分を行うことをいう。3七十四条 機構は、債権回収会社と回収業務(経営困難農水産業

は協定債権回収会社が行う資金の借入れに係る同項の規 てん若しくは第七十九条第一項の規定による貸付けを行い、協定債権回収会社に対し、第七十八条の規定による損失の //定により |ない、又 | (失の補

三〜六 (略) る債務の保証を行うこと。

(資産の買取りの委託

第七十七条 きる。機構に て準用・ 援助を行う旨 代わ する場 0 機 て当 合を含む。 構 0 は、 決 該 定をする場合に 資 第六十五 産 0) 0) 買 条第 取 規 定に ŋ は を により 行うことを委 項(第六 協定債 資産 権 0 +買取りを含む 口 九 条第 託 収 す 会社に対し、 ることが 兀 項 に 資金 お

2 機構 は 前 項 の規定による委託の 申出をするときは、 委員会の

規定する損失の 協定債 決を経 権回 収 同 前填そのは 会社に対して提示するも 各号の決定に係る資 他の当該委託に関する条件決定に係る資産の買取りの のとす ź。 を 価 定格、 め、 条 れに

- 3
- 4 経営困難農水産業協同組合の資産を取得した農水産有農水産業協同組合(経営困難農水産業協同組合、らず、資産の買取りに関する契約は、協定債権回収 じ庫は 用 結したときは、 であつて、当該資産を保有している者をいう。第百十条の三第二項に規定する特別監視指定に する場合を含 )との間で締結するものとする。 構が 協 定 む。)及び第百 第六十五条第六項(第一権回収会社との間で前 1十二条 の二第 六十二項の 九 委 う。次項に、1定に係る農業 五条に 水産業協同組合又回収会社が資産保切の規定にかかわりませいで において 同 展林中央金
- 5 で同 前 項の ものとみなして、 定により機 同 組 営 の規定により協定債権回収会社 契約を締結したときは、当該契約は、第合の資産を取得した農水産業協同組合に 困 [難農 水産 一業協同組合又は合併 が 等に 資 産 より 保 有 経 農 営困 水 産 難 業 で第一巻機協同権の対象を 5

## 削 除

(業務及 び 財 産 の 管 理 を命 ずる 処分)

第 八十三条 (略)

- 3 2 法律の 0 規 定 12 よる管理を命ずる
- 業協同 0 組 適用に 合 (第 二条第 ついては、 項 第 当該管 号、 理 を命ずる処分を受けた農水産処分があつた場合におけるこ 第三号及び第五号に 掲げる者

協定債権回収会社に対して提示するものとする。する損失の補てんその他の当該委託に関する条件、議決を経て、同項の決定に係る資産の買取りの価格 を定 格、 め、 次 条 に 規

を 定

- 3
- いて同じ。)との間協同組合であつて、 併等により経営困難農水産業協同組合の資産を取得しが資産保有農水産業協同組合(経営困難農水産業協同 助のうち資産の買 ) との間 第六十五年 む。)の で締 当該資産を保有している者 の規定にかかわらず、日五条第六項(第六十九日会社との間で前項の委) 結するもの 取 りに関する契約は、 1有している者をいう。次項に1組合の資産を取得した農水産 (第六十九条第四で前項の委託に関 とする。 協定債 項 関 する  $\mathcal{O}$ 項 間組合又は合 決 に 定 お に 11 約 係る て を お業 準 締
- 間で締結したものとみなして、 る。 第六十六条第一項の規定を の五組 す

## 協 力 依 頼)

あるとき + ることが 条 は、 できる。 機 官 構 广、 は 第 1 共団 Ł 1体その 兀 条に 規定する業務を 他 0 者 に照会し 行う 又 は た 協 X) 力を 必 要

、業務及び財産の管 理 を 命 ずる処分

第 八十三条 略

2

3  $\mathcal{O}$ が でき 法律の適用については前二項の規定による管 な V لح 認 ついては、 8 5 れ る農 理 水産 を命 その財産をも ず á 処 組 分 合 が つて債務を あ (第二条第 0 た 場 完済 すること 項 お 第 け るこ 号

なに つた あ 難 2 農 Ł 7 水産に主 業限協り لح り、 L 同 て 組 経 信 配合とみ 営困 用 事 難 業 たなす。 無農水産業 に係る。 業 業 協務 同に 組起 合 因 l, を除 7 < 経 営 が は、 木 難 経

4 5

 $\mathcal{O}$ 

金い)四び十場法係八お六産利同庫て、第第四合第る条い条業は組 び組部第 八 第三 庫 て 第 兀 合 第る条い 分 五十条で準用 「 百 条 の 含 項 第 五 理 第 兀 同 管 項用 第 七 項 組理 十三条ののの がする会 及び 合法 人に 五. る 一項 理 を 八 項 に 第 専 社 号にお にお おい同 百 十七条 条 法 ず 及び第 (平成 第 て 法 る る部 て準 第 四 準 執処 法 条 九 用 項の 行 分 )二 (同: パする場合 保協同組合 千定 五. 用 並が でする会社 七 協びあ 十  $\mathcal{O}$ お 限年い 規限 同につ 間組合法第一法律第八十二 て準 る。 合 第 定 法組財た 五社法第六十十 元を含む。) 合産 第 لح (同 デス 九十二条第 1 ・ 八十三条の び 用 九 法のき 九 十 第

合 を当除該 る業務に起 一号及 < 管 理 を び 命 因 第 ず L Ŧī. 号に る て 営困 処 経 分 営 な受け、 難 げ が 農 困 る 水産 難 たもの لح に 一業協 な あ 0 0 励同組合とみなせの (経営困難農vの) (経営困難農vのに限る。) (では、主として る。 す。 水 て 産 信 で 用 協 あ事 同 つ業 組 てに

4

び組部第金い 八お六産 八 第二十二条 利同 第七 第百 合法に 業協 項 五 準用する場合を含む。)第九十二条第三項、同法第九十六条第百条第三項において準用系の二第六項(同法第九 号号に及 条 第 ( 第 限 同 管 る。 第 七 組 理 第五一項 十三条の 合人表にし び 五. 号に る 第六 八項に を 分号におい 係る部の第三項 規 命 八十七条 定、 同 ず 業協 限係 て 法 む。)、再編強化法第 協同組合法第五十四条 第九十二条第三項及 第九十六条第三項及 で第五十六条第三項、第 のの第四項 合  $\mathcal{O}$ 農業協 分にお 定、 るる。如 る 平 準 第 兀 執処 7 準 九 部成 用 項の 十二条協同組 二 (同: ずる 限い 農 分 用 十に 五 業協 に限 て準 る。  $\mathcal{O}$ する会社 七 協 お びあ る場合を含むる場合を含む 規限 年 11 同につ ) 及び 用 る。 ) て準 法第-組財をと 定 同 法 用する会社法第紀法第三十名のて準用する 組合法第二人 四組 並 び 用 九 法の き 及び第二項 四項において 四項において 第九十六条第 一 明する場合を [第八百] 第二 に及じ する場合 十二条 法 第 管 六 理 八 第百条第一条及び関 - 六 号) 九九項 百 及 協二二及十同項十び六 条、 ( 第 第八 合  $\mathcal{U}$ を含 兀 処 理 第五号に係る スで農林中央 で農林中央 で展表の のるを含む。 ののではおります。 ののではない。 ののでは、 八再条水五 (同準 第三 項、 の 二 第 産業に 八百む。 第 を水 合 項(同 第及行力 法 用 法 七 強 五. 号二に十水格 化項協係 条項五の及五の 号 四及項法及同

、魚莨盆引生子、魚ミも引三十一条の規定による理事 じ理 第九十六 任委員を含む。第九十四条第四項を除き、以下この章において同漁業協同組合、漁業協同組合連合会及び農林中央金庫の経営管一十一条の規定による理事(農業協同組合、農業協同組合連合会)及び農林中央金庫法第五十条において準用する会社法第八百紀九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む )の権利についても、 同様とする。

2 5

四会の 特別決議に 代わる許

第 九 +

2

3

(略)

4 合を含む。) 項に規定する経営管理委員設置組合若しくは水産業協同 被管 ·四条の二第四項(同法第九十二条第三項に 項の規定によ 理農水産 に規定する経営管理委員設置組合(以 産業協同 り選任された被管理農水産業協 1組合が農業協同 組 置組合(以下この項におこ項において準用する場合法第三十条の二第五組合法第 4

同組合が経営管理を重できる。)又は農林中央金庫の組合が経営管理を受けている場合において、その総代会で役員の選任をすることができるとよる管理の終了後最初に招集される通常総会(総代会を設けていよる管理の終了後最初に招集される通常総会(総代会を設けているという。)又は農林中央金庫の組合が経営管理を重じる。)又は農林中央金庫の組合が経営管理を重じる。)又は農林中央金庫の組合が経営管理を重じる。)とは農林中央金庫の組合が経営管理を重じる。 る は 当該通常総会が終結した後最初に招集される経 んる経営管理委のある場合に限

5 が係お て つたものとみなす。事項について総会芸 「代替許可」という。) があつたときは、当項から第三項までに規定する許可(以下この終結の時に退任する。 項について総会若しく は総代会又は経 可(以下この条及び 営管 理 委員 該 安員会の決議 政代替許可に

員

6 5

危機に 対応するための 措置 の必 要性 の 認 定

> 2組合連合会及び農林中央金庫の経営管・(農業協同組合、農業協同組合連合会活工十条において準用する会社法第八百 て同じ。)の権利に 11 7 用 す る つい ても、 を

2 5

代 わ る許

第 九十四条(総会のは (略)特別決議

2 3

任をすることができるときは、通常総代会)の終結の時に退任す総会(総代会を設けている場合において、その総代会で役員の選び監事は、その管理人による管理の終了後最初に招集される通常前項の規定により選任された被管理農水産業協同組合の理事及 任をすることができるときは、

5 係る事項において「代数 第一項から第三項までに規定する許可 ついて総会又は総代会 がっこという。)が (総代会の決議があつた)。) があつたときは、 (以下この ・当該代のとみな たも 条及び とみなす。 次 条に

金融危機に 対応するため 0 措 置の 必 要性 の 認

めて重· 対 九 て当 0 に 応 水産業協同組 会議 おいて「認定」という。 七 を経 大 該 務 大臣 いる措置が書 11つている地域の番号に掲げる ける 水 産 が協 国 同 国又は当 2

2 5 5

先出 [資の 引 受け 等の 決定

第 百 条 (略)

2

3 する。 一項の申込みにな 主務大臣は、 係る第一号措置を行うべき旨次に掲げる要件の全てに該当. する場合に  $\mathcal{O}$ 決定 をす るもり Ď,  $\mathcal{O}$ لح 第

L 又は取得貸付債権 に く困難 をいう。以下この 機 により取り 構 が であ 第 得し ると認められる場合でないこと。
(下この章において同じ。)の処分をすることがな付債権(機構が第一号措置により取得した貸付さした優先出資をいう。以下この章において同じる項の申込みに係る取得優先出資(機構が第一号 じ号は 著債 措

4 7 (略)

金 又は特定負担金に係る決定)

第 以内に、主務大臣に定の収支につき、対 百 二六条 構 は、 Iに報告しなければならない。 次に掲げる事項を、当該事業: 毎事業年度、当該事業年度に 年お 平度の終了後三月れける危機対応勘

百 十条 優 0 先 出 +匝 資 若 第 四 しく 項 第 は 取 号 得 13 貸 規 付 債 定 す 権 る取 又 は 得 取 得 特 定 特 優 定 先 優 出 先 「資を 出 資 V

> 第 農水産業協同組合いて当該各号に定 当該措置な対応会議 九 めて重大な支障が生ずるおそれ 定」という。)を行うことが 十七 を講 (以下この章に ずる必要が 定大め臣 合が業務 るは、 を置が ある旨の おいて「会議」という。)の 次  $\mathcal{O}$ つて できる。 講 でもらに があると認めるときは、 認定 いる地域の信用秩序られなければ、我がに掲げる農水産業協 **(以** 下この章に 序 が協国同 議  $\mathcal{O}$ を 維 又 組 経融に、機能に、機能を は 合 当に 機極該

2 5 5

優. 先出資の引受け 等 0) 決

第 百条

2

3 とする。 第一項の申込みに主務大臣は、次 次に 係る第一号措置を行うべ 掲げる要件の すべてに該当する場合に き旨 の決定をす る限 り、

9取得した優先出資第一項の申込みに 取得貸付債権 であると認められる場合でないこと。。以下この章において同じ。)の処分をすることが著 (機 構 (をいう。以下この)係る取得優先出資 が 第一号措置により取得 ( )章において同じ。 ( )機構が第一号措 した貸付 一号措 者 恒 権 を 以 は に よ に よ

(略)

4 ر 7

第 (負担金に係る決定

以内に、主務大臣に報告しなけれ、定の収支につき、次に掲げる事項百六条 機構は、毎事業年度、当 当該 ればなら を、当該事業. 事業年度に な 年お - 度の終了 機 了 対 後 三 応 月勘

(略)

金額 取得優先出 で譲 渡したことその 資又は 取 得貸付債権につきその取得 他 0 事 由 に より 生じた損 失 価 0 額 金 を 下 口 る

ŧ

0)

由 より生じ 次号に つきその 規 定する取得 お 取得 た損 7 失の 価 同 額 特 じ を下回る金額で譲 定貸付債権をいう。 金 額 しく は 取 得 渡したことその 特 次号に 定 貸 付 おい 債 権 7 同同 他 じ、項第 0)

渡 くは L 取 納した負担金の金額 得 取 優 先出 得 特 定 資若しくは (金の金額及び特定負担金の金額)他の事由により生じた利益の金額足貸付債権につきその取得価額を上環若しくは取得貸付債権又は取得特 回定 「る金 優 先 出 額 資 で 譲若

五四 収

2

この 負事 該 定報だ定 員 七 時」という。 負担 担 負 告 である農 第 めるときは、 負 主 項の規 務大臣 率及 担 項及び次項 年 担 時 率 の当金 項 金 -及び納付期間を変更する方法により当該報告時の属立に係る負担率及び納付期間が定められているときは、属する事業年度以後の各事業年度における負担金又「該報告時の属する事業年度前の事業年度において、正に係る負担率及び納付期間を定めなければならない。 0 水産 は、 規 定 (により農水産業協同組合が納付すべ)の属する事業年度以後の各事業年度以後の各事業年前項の報告を受けた時(以下この項に <u></u>の 付 の各事業年度における負担金 定 **産業協同** ]期間 にこ により を定めるものとする。 組合を 農 松林中 いう。 央 八金 庫 以 等 下 (農 同 ľ 又 林 は 中 +度において、当りればならない。 べき負 年項度に て、 ているときは、 央 特 又 度に 定 が 金 は において「 納付 第百 負 庫 必 第百十条の十 見担金(以下 において次条 担金の 又 要 金又は特別できり、当該を対して、当該を対して、当該を対して、当該を対している。 金に が 近に係る 2あると 係 当 2

3 定 0 0 負 欠損 いように 一率及び 水産 金が負担 業協 納付 定 8 同 金 期 な 組 合又は 文は け 間 れば は、 特 は農林 定負担 次に掲げる事 中央金 金 で賄われる事項が 庫 等 事に対し差別的れるように、 を勘 案 į 危 取扱いた機対応 を特勘

4

5

水産 協 同 組 合又 は 農林中 央金 庫 等  $\mathcal{O}$ 財 務  $\mathcal{O}$ 状 況

> 金額 取得優先出 で譲 渡したことその 資 文は 取 得貸付 他の 債権に 事 由 に より つきその 生じた利 取 得 価 益 額  $\mathcal{O}$ 金を 上 口 る

納 L 負 担 金  $\mathcal{O}$ 金

五四

られているときは、\*\*後の各事ヺ4! 事業年度前の事業納付期間を定めな この項及び次項第一項の規定は 時」という。認めるときは 係る負 めるときは、 主務大臣 度前の事業年度にないで次項において 担告率時 は、 及 により農水 0) 当該 び 前 似する事 納 おける負担 属 当該 する事業 付 報  $\mathcal{O}$ て「負 期 告を受け を受け おないら 間 業 産 負 不年度以 業協 担 を定めるものとする。 担率及び納付期間を変更する方法担金に係る負担率及び納付期間がいて、当該報告時の属する事業年らない。ただし、当該報告時の属 担 年 - 度以 . 金 \_ 同 た場 後の各事業年度に 組 という。) 後の以 合 各事業 下この に お こに す ^べき負! 項に て、 年 き負担. 度に お お必 け お 11 る負 の担 金 て が 法による法によ 属を及びる以下 属 率 て あ 次条 担 る 金

同定 回組合に対し差別的足の欠損金が負担を負担率及び納付期 的 金 期 取扱いが開は、 わ V われるように、、次に掲げる事で をし な ように かつ、はず項を勘さ 定  $\otimes$ なけた れの農 危 水産 な 6 対 な協協

3

に

略

農水産 業協 同 組 合 0) 財 務 0 状 況

5

担 金  $\mathcal{O}$ 納 付

公 百 する 係 農水産 場合を含 る 納 期 間 中、 同 <u></u>の 組 合 規は、  $\mathcal{O}$ 危 機 対 応業 次 務 が さ (第 れ 条 たとき 百 +は、にお  $\mathcal{O}$ お 第 当 V 7

書納の項 実 付 を提 施 期 規 間 に 定 てする特 に 要した費用に充てるため、 規定により農水産業協同組合が納付出して、負担金を納付しなければなに含まれる各年の六月三十日までに要した費用に充てるため、機構に対 出 定 認 に定に係る農林 中 央 金 までに、 庫 対に Ĺ 係 、る 当 も 主務省令 該の Ś る

2 負をのの十 額 前 する の 十 · 率 を く。) の 項 0 乗じ 年の 各 規 七 第一 農 額の合計額に、前条第二項三月三十一日における負債 水産 て 項 計 **産業協同** 及び 算 i 励同組合につき、:: 5第二項を除き、:: た金額とする。 当該負担 項の規定により定められた價(主務省令で定めるもの当該負担金を納付すべき日以下「負担金」という。)以下「負担金」という。)が納付すべき負担金(第百 付すべき負にならない。

3

率 等  $\mathcal{O}$ 変 (更)

第 よる L 百 なけれ ずることが明ら 係 八 えるも 政 府 ば  $\mathcal{O}$ 0 を除 ならない。 補 構 Eは、その! 助 ,対 く 。 パその か 。)により、なの他の事由(なその借入金の・ かとなつた場合には。)により、負担金の他の事由(第百なその借入金の金利の には、その旨む日六条第一項を又は特定の変動、次を 各号に を負主担 条第一 土務大臣に報告7日に報告7日間の規定に過不足があり、現の規定に

2 8 5 れた 大臣 するため 負 は、 担 率及び納すり、完成に必に必要な限度で、完工の報告に係る 係る負担 第 担 更 す 二六条第二章 ること が で項定 き の負 る 規担 定 金 に 0) よ過 の定定

3

0)

第 等る 百 九政 用条府 財 務 を 賄 政 0 所うとし、 な 状 況 を著 たなら しく悪 が又は、 化さい は 農特 せ、 水産 業協金 我 が 玉 同の 組みで  $\mathcal{O}$ 信 又危機 用 秩 序 農 対 0) 林 応 中央金 維 持に 務 に 庫係 極

> 担 金  $\mathcal{O}$ 納 付

宣令で定めた のを除く。) 担金を納付しなする。各年の六月三十日まで 第 に充てるため、世公告に係る納付は 百 七 する場合を含 水産 付 期間 業 構にい までに、 む 協 ば 同 ならない。 対 組 機構の危機対するの規定による公告がもの規定による公告がもの規定による公告がもの規定による公告がもの規定による公告がもの規定による公告がもの規定による公告がある。 į 0) 主務 当該 当該公告に係る納付期の危機対応業務の実施定による公告がされた 省 1令で定め のる書類 次 条 たとき 期施 を 提 間に Bに含まれる で要した費E 出 さは、 に お 当い

負る用該

規定によりもう、
一主務省令で定めるものを除く
自担金を納付すべき日の属っ
「負担金」という。)の額 属する年の三月三十一日にお額は、各農水産業協同組合に産業協同組合が納付すべき負 ر. الم 率 を乗じて 。 の 額の 計 合計額に、 算 L た 金 、に合前おに 額 と 負 条第二 け す つ担 る負 以 項債 当 0) 該

3

負 率等  $\mathcal{O}$ 変

第 ない。 に係るもの よる政府の 百八条 なつた場合には、その旨なものを除く。)により、魚材の補助その他の事由(築機構は、その借入金の魚 の旨を主務大臣に報告しなければなり、負担金に過不足が生ずることが由(第百六条第一項各号に掲げる事金の金利の変動、次条第一項の規定 なが事定 ら明項に

2 及び納付期間を変に必要な限度で、記事ができません。 前 変 第百 更 項 す 0 <sub>二</sub>六条第二 ることが 報 告に 係 項 る できる。  $\hat{o}$ 負 規 担 定に 金  $\mathcal{O}$ 過 ょ ŋ 不 定 足 を調  $\Diamond$ 5 整 れ する た 負 担た 率め

3

第 我 が 玉  $\mathcal{O}$ 信 用 農は、水水、 秩 水産 序 0) 負 業協金 維 持 に 同の 組み 極 合の危 8 て重 財機 (務の状況を著しく悪)対応業務に係る費用 大な支障 が 生 ず る お そ 化を さ賄 せ、 が あ

2 3 2 なけ 百 度に限る。)に 自 が 額額該 て 0 一十条の でする特 限り、 秩序 主務省令で定めるところにより計 規 がその財産 定認定」という。 を講ずる必 生ずるおそれ て行う第百 からこの システム 7 ま 機構は、 務大臣 先出資 条の二 のでを限 **然定によ** れば、 資 重 融 を、 本 で あ 七 要する費用 大 な 十四四 な支 0 別 る 予算で定め ス 章 負担 項同の項 り政 充実 我 の引受け テ 0 は V 監 処 0) 要が 著し をもつて債務を完済することが が 第五項において準用 +視 主理 障 A 一務大臣 -条 の おおの 規定により既に国庫に納付した金の規定により既に政府の補助を受 が 金 特 が 玉 及び農林中央 12 0 玉 が 国庫に納 必要と認め あ あ  $\mathcal{O}$ 関 及 0 定 安 生 金 V める旨の て、 補助 等 る金額の 認定を行 十二第 び 混 一ずるおそ ると認め 金融市場その する措 定 資 融 は、 乱が 産及び 特定負担金が納付され を行うことができる。 を 部を補助 以 付 危機対応勘定に損益 を受けた日を含む事業年 図 ス が生ずる 認定 農林中央金庫につ テ るた 下 置 金庫 るときは 項に規定する資金の貸 負債 るとき つた場 なけ 範囲内に ħ A 0 特 0 することが 必 8 又 以 定措 の財 要性 おそ 他 する第百一 0 安 は  $\mathcal{O}$ れ n算した金額がある 脚定に損益計算上の 下この 秩序 合 農 は 0 定 ば 我 なら れが 金 置 務  $\mathcal{O}$ 林 を で 認定 ある処 会議 農 あ 融 の状況に照らし 中 义 1 が国 て、 章 لح あ 林 システム 央 る な できる。  $\mathcal{O}$ 0 した金額を控めを受けた金額 条第一 · 及び ない ると 中 7 できな ただし、 0) 1 1 た 金 金 う。 機構 理 央 議 7  $\emptyset$ 庫 融 金 を 次 に 上度 事 認市 農 次  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 観を控除した金 のるときは、当 の後の事業年 度の後の事業年 育に に対ら 条 庫 林 V) 経 0 項 付 関 農 場 資 はする措 著し 第 中 場合は、 農 7 が 0 け 林 そ が 産 れし、当該 おい 林 規定によ 必 0 第 講 等又は 中 央 及 中央金 特定措 ぜら 要に応 項に規 百 び 金 央 他 1 混乱  $\overline{+}$ 置金 庫 て 負  $\mathcal{O}$ ħ 条  $\mathcal{O}$ 庫 金 3 国庫に納付しなければなら規定により既に国庫に納付の規定により既に政府の補めるところにより計算したおいて、危機対応勘定に指 (新設) きる。 ると認められるときに 機構 機構に対し、 助を受けた 新 設 当該業務に要 金 が 納 なら 限 付 り、 に損益計算上 補助 付した金 t さ 事 れ を受けた金額の合計 業 する費用 予 な · 算 で 年い 异上の利益へ 年度の後の東 い事業年度 |額を控除した金額 定 るとき  $\mathcal{O}$ 8 る 事業 金とし は、 部 ( 前 金 を補 額 当 年 項  $\mathcal{O}$ 『該金額を、『で主務省令』で主務省令』 額 助 範 破からこので 必金額を、P までを す 囲 ること 内 この項の でにより政により政 に 限 お り、 がい

でて

官報により、これを公告しよければとったい。により定めた期限を農林中央金庫及び機構に通知するとともに、により定めた期限を農林中央金庫及び機構に通知するとともに、

4 会に報告しなければならない。 主務大臣 は、 特定認定を行つたときは 当該 特定認定の 内容を

## 機 構による特別監視)

第 別監視」という。 百 による監視 +中央金庫 -条の三 を、 (第百十条の六及び第百十条の七第三項において 主務大臣は、 その業務の遂行並びに財産の管 をされる者として指定するものとする。 特定認定を行 つたとき 理及び処分の は、 直 ちに、 機構

2 とができる。 項において に財産の管理及び処分について、 機構は、 があつたときは、 の履行の 前項の規定による指定(以下 一助言等」という。 確保のために必要な助 農林中央金庫に対し、 その他の必要な助言等をするこ 第五項の規定により作成される 言 指導又は勧告 「特別監視指定」という その業務の遂行並び (以下この

3 措置を命ずることができる。 と認めるときは システムの著し 主務大臣は、 その業務の遂行並びに財産の管理及び処分に関して必要な い混乱が生ずるおそれを回避するため 特別監視指定をした場合に 農林中央金庫に対し、 措置を講ず おい て、 我 き期 必 が 必要がある 7限を示

5 ればならない。 庫及び機構に通知するとともに、 又はその経営に関する計画の作成並びにその主務大臣 めるときは、 主務大臣は 主務大臣は、 し主務大臣及び機構に対する報告若しくは資料 特別監視指定をした場合に 農林中央金庫に対し 特別監視指定をしたときは、 官報により その業務 おい 及び これを公告しなけ の旨を農林中央金 7 の提出 財 必 産 要 が 及び機構 日を求め 状況等 ?あると

4

そ

- 職務を行い る。 判所の許可を得て、 務の支払を停止 産 百 法第三十八条及び第三十八 をもつて債務を完済することができないおそれがあり、 十条の七 お わ 以 せることが適切でな 7 下この 機 し、 構 農林中央金庫の は、 農林中央金庫の役員等を解任することができた。コークの二第一項の規定にかかわらず、裁 若しくは債務の支払を停止するおそれがある、済することができないおそれがあり、又は債、特別監視指定に係る農林中央金庫がその財 条におい 7 理事、 いと認めるときは、 「役員等」という。 経営管理委員 農林中央金庫 に引き続き 監 事又は会
- 2 合に 員等を選任することができる。 くこととなるときは 項の規定は、 の規定にかかわらず、 第二十三条第 前 お 項 V 0 7 規 定 に 解 適用しない より農林中央金 任により法律又は定款に定めた役員 項 第二 機構は 裁判所の許可を得て、 一十四条第一 この場合には 農林中央金庫法第二十二条第一 庫  $\mathcal{O}$ 役員 項及び 等 を解 第二 農林中 任しよ 同法第二十四条第 + 兀 等 -央金庫 うと 条 0 小の二第 員 【数を欠 する場 一の役 項
- 3 終結の時に、 招集される通常総会 営管理委員会の終結の時に退任する 会で役員等の選任をすることができるときは、 前 以 項 0 下この 規定により 理事は当該通常総会が終結した後最初に招集され 項において同じ。 選任された農 (総代会を設けている場合におい 林中 はその 央 金庫 特別監視  $\mathcal{O}$ 役員 通常総 0) 終了後最初に 等 て 代 理 会) その総 生事を除
- 5 4 つたものとみなす。 項について総会若しくは総代会又は経営管 「代替 項又は第二項に規定する許可 許 可」という。 があ つたときは、 以 下こ 当 理委員会の 0 該 項 及び 代 2替許可 次 決 項 (議があ に係る おい
- 第九十四条第六項から とあ 第九十五条の規定は るの 並 びに 第九十四条第六項中 は 同 「農林中央金庫」 条第七項及び第九項中 第九 代替許可に 項まで、 「当該: لح 第十 第九十五条中 被管理農水産 ついて準用する。 被管 -項前 理農 段 及 水産業協同 業 び 前条第 協 第 この 同 + 組合」 場合 項

<ul><li>農林中央金庫で付し、その資産のうら改合で定めるようのと国内でときは、その必要の限度において、政令で定めるところにより、び負債の秩序ある処理を円滑に実施するため必要があると認める第百十条の十 主務大臣は、特定認定に係る農林中央金庫の資産及「資産の国内保有」</li></ul>	(破産手続開始の申立て等に係る主務大臣の意見等) (は産手続開始の申立て等に係る主務大臣の意見等) (は産手続開始の申立てが行われたときは、当該申立てについての決定がなされる前に、裁判所に対し、農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に、裁判所に対し、農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に、裁判所に対し、農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に対し、といる。	第一号、第二項又は第三項」とあるのは「第百十条の七第一項又は第二項」と読み替えるものとする。  (回収等停止要請) (回収等停止要請) (回収等停止要請) をきは、当該農水産業協同組合(農林中央金庫の会員であるものに限るときは、当該農水産業協同組合に対し、我が国の金融システムのときは、当該農水産業協同組合に対し、我が国の金融システムのときは、当該農水産業協同組合に対し、我が国の金融システムのとされるまでの間、当該権利の行使をしないことの要請をしなければならない。
(新 設)	(新 設)	(新 設)
	<ul><li>・ と</li></ul>	本学・学術学・学術学・学術学・学術学・学術学・学術学・学術学・学術学・学術学・学

2 主務大臣は、前項の規定により農林中央金庫から提出を受けた 第百十条の十三 特定認定に係る農林中央金庫は、次条第一項の規 定による申込みを行わないときは、主務大臣に対し、第百十条の 定による申込みを行わないときは、主務大臣に対し、第百十条の 定の引受け等以外の方法による自己資本の充実のための措置を 定めた計画を提出しなければならない。	3 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権には当該債務の保証に基づく求償権に係る債権の弁済を受ける権利と有する。	(金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な資金の貸付け等) 要な資金の貸付け等) 要な資金の貸付け等) 一選するために必要な資金の貸付け又は我が国の金融システムの 一選するために必要な資金の貸付け又は我が国の金融システムの 要な資金の貸付け又は我が国の金融システムの きは、委員会の議決を経て、その必要の限度において、当該申込 をは、委員会の議決を経て、その必要の限度において、当該申込 を記された。 できるおそれを回避するために必要な債務の保証を おに係る貸付け又は債務の保証を行う旨の決定をすることができ のに必要な資金の貸付け又は我が国の金融システムの を記された。 できるおそれを回避するために必 のに係る貸付け又は債務の保証を行う旨の決定をすることができ のに必要な資金の貸付け又は我が国の金融システムの を記された。 できるおそれを回避するために必 のに必要な資金の貸付け又は債務の保証を行う旨の決定をすることができ のに必要な資金の貸付け又は債務の保証を行う旨の決定をすることができ のに必要な資金の貸付け又は債務の保証を行う旨の決定をすることができ のに必要な資金の貸付け又は債務の保証を行う旨の決定をすることができ のに必要な資金の貸付け又は表が国金と認めると のに必要な資金の貸付け又は我が国の金融システムの をは、委員会の議決を経て、その必要の限度において、当該申込 のに必要な資金の貸付け又は我が国の金融システムの をは、要は、要は、要は、要は、要は、要は、要は、要は、要は、要は、要は、要は、要は	限る。)について、それぞれ準用する。  払を停止し、若しくは債務の支払を停止するおそれがある場合に一つて債務を完済することができないおそれがあり、又は債務の支十三条の規定は特別監視指定に係る農林中央金庫(その財産をも第百十条の十一 第九十条の規定は特別監視代行者について、第九
(新 設)		( 新 設)	(新 設)

すことができる。 画 を適当と認め るときは 会議 の議 を経 7 特 定 認 定 を 取 ŋ 消

- 3 計画を提出した 画を提出しなかつたときは められた期限 主務大臣は、 て、 内に 農林中央金庫 農林中央金庫が当該期限内に第一 次条第 項の が 特定認定を取り消すことができる 第百 規定 + による申 条 の二第二 込み 項 を行 項に規定する 0 規 %定によ わ なかつ ŋ
- 4 適当と認めないときは、 務大臣 は、 第 項  $\hat{O}$ 規定により農 特定認定を取り消すことができる。 林 中 央 金 庫 が 提 出 L た計 画

5

主務大臣は、

前二項の

規定により特定認定を取り消すときは、

あ

財

6 での規定による特定認定の らかじめ、 第百十条の二 第三項及び第四項の規定は 務大臣の意見を聴かなければならない 取消しに 0 V て準用 第二項から する。 第四 項 É

優 先出 資 0 引受け 等の 決定等)

央金庫 中| け 百 一十条の 央金庫が債務の支払を停止した場合は、 等を行うことを、 0 十四四 自己資本の 特定認定に係る農林 充実のために農林中 機構に申し込むことが 中 央金 央金 この限りでない できる。 庫 は 庫  $\mathcal{O}$ 優 機 先出 ただし、 構 が 資の引受 農 農林 林中

- 2 け 対 等を行うかどうかの決定を求めなければならない 構は、 農林中央金庫と連名で、 前項の規定による申込みを受けたときは、 当該申込みに係る優先出資の引受 主務大臣に
- 3 に対 定めた経営の健全化のための計画を提出しなけ 第 項の規定による申込みを行つた農林中央 経営の合理化のための方策その他 の政令で定める方策を 金庫 ればならない は、 主務大臣
- 4 等を行うべき旨の決定をするものとする。 項の規定による申込みに係る特定措置に係る優先出資の引受け主務大臣は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、第
- 機構 出資をいう。 機構が第一 が特定措 項の規定による申込みに係る取 次条第二項及び第百十条の十六第 置 |に係る優先出資の引受け等により 得 特 項に 取 定 得し 優 先出 おいて同 た優先 資

の引受け等により取得した貸付債権をいう。 百十条の十六第一 困難であると認められる場合でないこと。 又は取得特定貸付債権 項において同じ。 (機構) が特 の処分をすることが著し 定措 次条第二項及び第二元のののでは、

次に掲げる方策の 前項に規定する計画の 実行が見込まれること。 確実な履行等を通じ 7 農 林 中 -央金

経営責任の明確化のための方策

5 が 同 政令で定める。 できる」と読み替えるものとするほか、 る特定認定をいう。 係る認定」とあるのは 受け等を行う場合について、 項において準用する同条第六項の規定による特定認定の取消しに わない旨の 五. ついて、 とあ 定 項の規定は第二項の 第百条第四項の規定は前項の決定を行うときに この は第 .項の決定に従い発行する優先出資に るの 場合において 第百一条の規定は機構が前 項の規定による申込みに係る優先出資の は 決定がされたときについて、 「農林中央金庫」 決定を行つたときについ 「特定認定 と 第百条第五項中 第百一条の二の規定は農林中央金庫 £ と のとする」とあ (第百十条の二 同条第六項中 項の決定に従い優先出資の引 つい 必要な技術的読替えは、 同条第七項の規定はこの 当 該農 7 て るの 第一 水産 それぞれ準用す 0 第 引受け等を行 同 V **全条第六** 項に規定す は 業協同組合 7 号措置に 「ことが 同 項の 条第

同 (新設

百

十条の十五

主務大臣は、

前条第四項の決定をしたときは、

優

先出

資の引受け等に係る計画の公表等)

ただし、

2

主務大臣

は

機構が取得特定優先出資又は取得特定貸付債権

れ

ある事項に

ついては

この限りでない

項及び農林中

・央金庫の

業務の遂行に不当な不利益を与えるおそ

林中央金庫の債権者その他の取引者の秘密を害するおそれのある

金融システムの混乱を生じさせるおそれのある事項、

農

条第三項の規定により提出を受けた計画を公表するものとする。

況につき報告を求め、これを公表することができる。金庫に対し、前条第三項の規定により提出を受けた計画の履行状全部につきその処分をし、又は返済を受けるまでの間、農林中央

(取得特定優先出資又は取得特定貸付債権の処分)

認を受けなければならない。 について譲渡その他の処分を行おうとするときは、主務大臣の承第百十条の十六 機構は、取得特定優先出資又は取得特定貸付債権 (新設)

務大臣に報告しなければならない。機構は、前項の処分を行つたときは、速やかに、その内容を主

(特定負担金の納付等)

百 負担金を納付しなければならない る各年の六月三十日までに、 認定に係る農林中央金庫に係るものに限る。 ときは、 三項において準用する場合を含む。 十条の十七 充てるため、 当該公告に係る納付期間中、 農林中央金庫等は、 機構に対し 主務省令で定める書類を提出して、 当該公告に係る納付期間に含まれ 第百六条第四 機構の危機対応業務 の規定による公告がされた の実施に 項(第百八条第 来務(特定

2 乗じて計算した金額とする。 額の合計 三月三十一日における負債 中央金庫等につき、 の項及び次項において「特定負担金」という。 前項の規定により農林中央金庫等が 額に、 第百六条第二 当該特定負担金を納付すべき日 (主務省令で定めるもの 項の規定により定められた負担率 納付 すべ き負 0) 額は、 を除く。 の属する年の 担 金 以 各農林 下こ

中央金庫 産業協同組合の」とあるのは 特定負担金について準用する。 規定する農林中央金庫等をいう。 第五十条第二項及び第五十二条から第五十四条までの 等」と読み替えるものとする。 項 及び 第三 項中 一農水産業協同 「農林中央金庫等 この場合におい 以下 組合」 · 同じ。 とあるのは て、 (第百六条第二項 同 項中 規定は、 第五 「農水 「農林

3

	じられるために必要な期間として主務大臣が定めた期間(以下こムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な措置が講
	回避するために必要な範囲において、我が国の金融シス
	を定めた条項は、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるお
	のうち主務省令で定めるものに係るものに限る。)の特定解除等
	であつて、金融市場その他の金融システムと関連性を有する取引
	を理由として特定解除等の効力が生ずることを約定しているもの
	定める者である農林中央金庫に対し関連措置等が講じられたこと
	じられたことを理由とする契約(契約の当事者又は契約において
	定認定に関連する措置をいう。以下この項において同じ。)が講
	若しくは特定認定又は特別監視指定その他の当該認定若しくは特
	は特定認定に係る農林中央金庫について、関連措置等(当該認定
	は特定認定を行う場合においては、会議の議を経て、当該認定又
(新設)	第百十八条の三 主務大臣は、第九十七条第一項に規定する認定又
	(契約の解除等の効力)
	を締結するものとする。
	たときは、農林中央金庫との間で当該資産の買取りに関する契約
	5 機構は、第三項の規定による資産の買取りを行う旨の決定をし
	定に係る事項を主務大臣に報告しなければならない。
	4 機構は、前項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決
	係る資産の買取りを行うかどうかを決定しなければならない。
	があつたときは、遅滞なく、委員会の議決を経て、当該申込みに
	3 機構は、農林中央金庫から第一項の資産の買取りに係る申込み
	大臣があらかじめ定めて公表する基準に従わなければならない。
	2 機構は、前項の規定による資産の買取りを行う場合には、主務
	ことができる。
	特別監視指定に係る農林中央金庫が保有する資産の買取りを行う
(新設)	第百十二条の二 機構は、第三章第四節の規定による場合のほか、
	(資産の買取り)

第百十八条(指導及	第 第 5 5 5 5 5 6 7 7 8 8 8 8 7 8 8 8 8 8 8 8 9 9 9 9 9 9	清つ行第施第第構の主第第八の方の一期五一及旨務一	2 う 清 す に す が に に が に に が の 条 に の る の 条 を を を を を を を を を を を を を
支の切り	高令) 年中央金庫の資 年が必要とな に必要な措置 を を を を の四 主務	は、金規は条規林措は規、措融定、に定中置、定生置取に適おに央実第に	他(平の一とする)の発生にある。
世 ている 農	こ必がつ大産と要講た臣及がのじ場はび	じ実引よ用いよ金施一よる施のるは、 が期一決な準決に間の決つ間括定い用定通を規定	に年金契除定置 類法融約等を実 す 律機に 一行施
農 水産業協同	<ul><li>できる。</li><li>できる。</li><li>できる。</li></ul>	もは算行 る行し報に、 の、にわ 破わなによそ と同関れ 産れけよるの	
周組合に対	て、と 期 認 円 の 理 関 め 滑 資 理 理 理 理 理 理 理 理 理 理 理 理 理 理 理 理 理 理	な第る契 第契ば公定定	のとして主務省令 (大号)第二条第六 が行う特定金融取 (大学)第二条第六 とができる。 とができる。 とができる。
して主務営	を 付 し さ 実 施 で り き は の り に り に り に り に り に り り り り り り り り り	四三い 条いいとたら 項条て のて とと効 にのの 規は もき力	で項引利解 定にの益除 め規一の
省令で定	当 で で で で で で で を を を を で で で で で で で で で で で で で	規 規 定 に 、 に 、 こ は 、 直 ち に る 機 措 性 る に る に る に る し る し る し る し る し る し る し	を を を を を を を を を を を に 関 り を れ を を り に り た り た り た り た り た り た り た り た り た
(新 設)	( 新 設)		

これを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百2 特別監視代行者が法人であるときは、特別監視代行者の職務に関し賄賂を収受し、又は下の門以下の罰金に処する。 又は百万円以下の罰金に処する。 第百二十三条の二 特別監視代行者がその職務に関し賄賂を収受し	2・3 (略) 2・3 (を) 2・3 (	び第百十条の十七第三項において準用する第五十十四第五項において準用する第百一条第二項、第古六条、第百七条第三項において準用する第五十百六条、第百七条第三項において準用する第五十五条の開定を第六十九条第四項において準用すこれらの規定を第六十九条第四項において準用すこれらの規定を第六十九条第四項において準用すこれらの規定を第六十九条第四項において準用すこれらの規定を第六十九条第四項において準用する第五十七条第二項及び第三大臣とする。ただし、第五十七条第二項及び第三大臣とする。ただし、第五十七条第二項及び第三大臣とする。ただし、第五十七条第二項及び第三大臣とする。	大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大
(新設)	2 · 3 (略)	(主務大臣等)  (主務大臣等)  (主務大臣等)	(新設)

-					
む。)の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下む。)又は第九十条 (第百十条の十一において準用する場合を含第百二十六条 第二十二条 (第三十三条において準用する場合を含	忌避したときは、その違反行為をした者も、前項と同様とする。答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは負若しくは機構の職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の2 第百十七条第一項、第二項若しくは第六項の規定による当該職円以下の置金に欠する	は資料の提出をせ は資料の提出をせ	二 第百十条の十の規定による命令に違反したとき。 一 第百十条の三第三項の規定による命令に違反したとき。 金に処し、又はこれを併科する。 違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰第百二十四条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その	る。は約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処すは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処す若しくは第二項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しく第三二十四条 第百二十三条第一項若しくは第二項又は前条第一項	<ul><li>万円以下の罰金に処する。特別監視代行者が法人である場合にお</li><li>万円以下の罰金に処する。特別監視代行者の職務に関し特別監視</li><li>でもも、同様とする。</li><li>での全部又は職員が特別監視代行者の職務に関し特別監視</li></ul>
- 五十万円以下の罰金に処する。		た者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。 くは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をし第百二十五条 第百十六条第一項又は第二項の規定による報告若し	(新設)	百万円以下の罰金に処する。  、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は、 、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は  第百二十四条 前条第一項若しくは第二項に規定する賄賂を供与し	

0 金 に 処 でする。

行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。百二十八条、次の各号のいずれかに該当する場合 場合 は そ 0 違 反

場合を含む。)、第八十二条、 Ŧī. 第六十五条の二第四項(第六十九条第四 第二項の規定による報告をせず、 はず、又は虚偽の報告をし、 第百二条第二項又は第百十はず、又は虚偽の報告をし、 

資料の

資料の提出をせず、1第八十八条又は第百-又は虚偽の報告若しくは資料の提出をし十条の三第五項の規定による報告若しく

百二十九条 行為をし とき。 た機構 次の各号のい 又 は 受託者の 日の役員又は職員いずれかに該当れ 当する場合に 員 は、 五. +は、 万 円 その 以 下 の違 罰反

略

金に処する。

九条第四項及び第六十九条の三第二項(第百十一条及び第百十において準用する場合を含む。) 第六十王身第王耳(第51 二条において準用する場合を含む。)において準用する場合を おいて準用する場合を含む。)、第六十五条第五項(第六十第五十八条第四項(第五十九条第五項及び第七十二条第五項 第百十二条の 第百三条第二 (第百 第七十七条第三項、第七十九条第二項、 十条の 項、 十四第五項にお 第 四 第百六条第一項、 項 Ô 規定による報告を いて準 第百十条の十六第二項又 用 する場合 せ ず、 又は を含む。 第百一条第 虚偽 0

2 略

為をし 百三十 た者 は、 次 0 各号の -万円以 V. ずれかに該当する場合 下  $\mathcal{O}$ 罰 金に 処 す رِّ چ に は そ 0 違 反行 第

第

2

(略)

報告をしたとき。

十七七 は 虚 条第 偽 0 報告若しく 項  $\hat{O}$ 規定による報告若しく は 資料 0 提出 を L たとき は 資 料 0 提 出 を せ

> 第百二十八条 の罰金に処する。 次 0) 各 뭉 0 1 ず れ か に 該当する者は、 Ŧ. 十 万 円 以

報告をせず、又は虚偽の報告をした者場合を含む。)、第八十二条又は第百第六十五条の二第四項(第六十九条 条第四 二条第二項 項 に お の規定 1 て 準 用 に ょ す る る

は虚偽 虚偽の報告若しくは資料の提出をした者(第八十八条の規定による報告若しくは資) 料 の提出 を せ ず、 又

第百二十九条 金に処する。 行為をした機構 次の各号の 又は受託 者の *\* \ 1の役員又は職員は、五十ずれかに該当する場合に 方は、 円 以 そ 0)

下

の違

罰反

(略)

せず、 含 二条において準用する場合を含む。)において準用する場合を 九条第四項及び第六十九条の三第二項(第百十一条及び第百十において準用する場合を含む。)、第六十五条第五項(第六十第五十八条第四項(第五十九条第五項及び第七十二条第五項 項 「む。)、 第五十八条第四 又は虚偽の報告をしたとき。 第百三条第二項又は第百六条第 第七十七条第三項、第七十九条第二項、 項の規定による報 による報告を 第百一条第

以下の 百三十 よる資料を提出せず 罰 条 金に処する。 第三十七 条第 又 は 虚偽の 項又は第五十七条の二 資料を提出した者 一第二項 は 0) 三十万円 規 定に

の資料 五 を提 七 条 出 () () Ĺ 第二 たとき 項 0 規 定 に ょ る 資 料 を 提 出 せ ず は 虚

次用ないの の人いう定 各そ社。め するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、ない社団等の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使いう。)を含む。以下この項において同じ。)の代表者(人格のいう。) 百 つめが あ るも 0 人 (法人 (以下この で 条に 社 お団 い又 ては `「人格 財 寸 で の代 表 V 者 社 又 寸 当等」と 管 理 第

百二 + 匝 条 0 又 は 第 百二 + 五. 条 億 円 以 下  $\mathcal{O}$ 罰 金 刑

2 略

対

して各本条の

罰

金刑

を科

:する。

第 百三十一条の二 本 玉 てこれ 第百二 5 0) 十三条又は 罪 を犯 した者に 第百二 ŧ 十三条 適 用 す の 二 る 0 罪 は、 日

2 る。 ) の 罪 百 二 十 四 条 に お い て 条 刑法第二条の例に従う。 (第百二 十三条第 一項 文は 第二 項 12 係 る 部 分に 限 2

ない。 る。こだし、その行為について刑を科す行為をした農水産業協同組合の理事は、百三十二条 次の各号のいずれかに該当 すべきときは、百万円以下の当する場合には · のは、 過 この限りでは、その違反

略

違反したとき。 第六十条の三 一第二 項 又 は 第 百 +八 条 0 兀 0) 規 定 に ょ る命 令

兀

合 百 を含む。 条の二第二 0) 項 規 然定に違 (第百十 反 L 条 て 0 登 + 記 兀 第 すること Ŧ. 項 を な 怠 1 7 つたとき 淮用 す

> いう。)を含む。この定めがあるもの 次用な するほか、その法人に対して当該各号に定める罰次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、 に対して各本条の罰金刑を科する。 百三十一条 (人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財が、)、社団等の管理人を含む。) 又は法人若しくは人のおう。) を含む。以下この項において同じ。) の代表が定めがあるもの(以下この条において「人格のない 人 公下このな 各号に定める罰 は 財 寸 で 代 その 金 刑 代 者 行 産 ご、その人 屋に関し、 (人格 関し、 管 理 使の と

第百二十 五. 条 億 河以 下 0 罰 金 刑

(略)

2

第 百三十一条の二 第百二 一条の 罪 は、 日 本 玉 外 に お 11 7 同 条

第百二十四条の罪は、刑法罪を犯した者にも適用する。 法 第二条 0 例 に 従 う。

第百三十二条 ない。 行為をした農水産業協同百三十二条 次の各号の る。ただし、 その 行為に つ組い い合のれ 刑理 か を科は、当は、当ま すべ すべきときは、当する場合には ひは、この限なが下の過料に知 は、 そ 0 処 り 違 です 反

略

第六十条の 三 一第二 項 0) 規 定 に よる命 令 に 違 反 L たと

兀

五三 とき。 第百 条の二第二 項 0 規定に 達反 して登記することを怠つ た

株 式 会 社 東 日 本 大 震 災 事 業 者 再 生 支 援 機 構 法 平 成 十三 年 法 律 :第百· 十三 号) 附 則 第 項 関

(傍線部分は改正部分)

行

係

と 第の第号一に平あ貯 五. に 九 あ 五. 法 項 五め一仏一項十る項律項、 三号含 規 条 る 掲 中  $\mathcal{O}$ 同 五水 四の中 げ 機 十は険 定 第 項 する 業 む項 条は لح 第 る 構 法 各 第 あ四 業 務 事の 項  $\mathcal{O}$ 号 前 (機 を 業 務 務 業 七 以 第 る + 法項適 条 同 とす 下こ 一項務 号 務 構  $\mathcal{O}$ 六 を 務 律 掲 用 第組 とあ 中 号各 及 第 は 条除 に に げ 法 第 合 < 第 第 び 兀 中号 匹 係 式 五 の第 百 0 る 項 貯 改 るも 四 るの 十三号 第 機 号に に 条 +い 五  $\mathcal{O}$ 金 社 構 第 掲 条の項 務 兀 + + て 規 五 保 を は、 法 匹 げ 及び 規 条  $\mathcal{O}$ 法 は 定 十 お 五.  $\mathcal{O}$ 東 を 険 五. +律 を 第 定 い条 る  $\mathcal{O}$ 日 行 に 法 る業務を除く。の二第二号に関 正 業 条 と ての六 第 又 第 除以 五す 本 同 う ょ 0 条務 る は + 同規 百 務 下 法 場 ŋ 定 大 特 ِنْ ن 第 号 兀 定 機 三 震 第 合 農 同 例 \_ 十二条 機 項 条 に に 構 機 災 十に水 ょ 案 <u>ジ</u>と ζ. n 第 ょ 項 掲 法 構 構 事 お産 五. \_ لح ŋ 掲 げ 法 条け 読 法 業 と、 \_ と、 と あ項あ 読 4 げ る 第 十 第 者 第 る 協 各 あ 業 لح 替 る る 4 る 兀 五 同 再 五. 同 と、 業 え の号 の同替 る 務 同項 条 +法い 号 水 組 う。 法  $\mathcal{O}$ 務 を法 第 兀 支 7 は は え 第 中産 合 は同及 除第 条 援 7 一第 三 適 < +第 五号四 第 用 第 げ 法 び 百適 事協 金 第第 十中十 る 三用 機 七の す 兀 保 業 十十す 構 五項条規 +四百 法 る 組険 る + = 条 条各第定 五務四 法 場 第 る項律の中 項に場 条 十 三を第 に平あ貯構 五. ţ 号 含 第 四の中 掲 項 項同 定 成 る 金が +む。項 と する 条は 中 る 条 第 げ の保同 五水 十は険項条産 る 機 項第 業 あ四 七 以 第 業 務 る +業 業 構 各 法 六条 務務 号 務 下 項務  $\mathcal{O}$ 年事の  $\mathcal{O}$ 号前協 す 中 及 号 各 第は を 業 法項適 に 第 法 条同 3 とあ び の第 中号 第 兀 第除 務 五. 兀 律 (用 掲 第 組 号五に十 < 12 匹 に + 第 +\_\_ 第 げ に 合 の項 兀 構 第 掲 +条 る 係 百 る 項 五 0 現  $\smile$ げ 条の法 法 規 五 兀 及  $\mathcal{O}$ る 十 会い +お  $\mathcal{O}$ 金 保

 $\vdash$ -三号。 び 五. +る  $\mathcal{O}$ 律 ŧ 社 務 0 第 定 い条 は 7 規 と 第二 第百 する 六 業 二第二号 ての 又 は、 規 条 Ŧī.  $\mathcal{O}$ 東 を 定 険 条 業 第 同規 務 を 定 十 は 日 行 に 法 Ü 号に 業 を除  $\equiv$ 除 兀 第 機 務 定 同 以 本 同 う ょ  $\mathcal{O}$ 一十二条 によ 務」 構 ょ 項 条 法 下 大 法 n 特 5. < 0 項」 に 法 機 n 第 掲 震 第 第 合 農 例 بح げげ と 構 読 ŋ 掲 兀 機 災 +に 水 ک と、 と げ る業 法 あ項 あ 読 第 構 事 4 +五. お産 る業 各 みあ 替 る る 兀 第 法 条け 業 L 条| と、 同替 五.  $\mathcal{O}$ 号  $\mathcal{O}$ る 務 同項 る え 者 協 えの を法第 لح は は 法 務 +同 再 五農 て 百 て 掲 第 は同及除第 兀 法い 生 第 号 水 組 適 < 号 四 う。 法び 五. 条 第 用 第げ 第 百 適 支 中産 合 三 第 機 +中十 第 す 兀 る 三 用 第 援 ++++す 兀 百 構 五. 事 る 協 金 三 条 場 務 兀 る + 法 条 項 七の構 項 五. 同保 第二 条場六十 لح 各 合 第 第  $\mathcal{O}$ 条 規 法 組険 号 کے 第合条九 五あ 法 第 定 と合機